

課税標準特例該当資産届出書兼明細書の記入例

課税標準の特例となる資産を
所有されている方の記入方法

太枠で囲まれた各項目（1～11）の内容を記入してください。

第61号様式の4

令和4年度償却資産課税標準特例該当資産届出書兼明細書（提出用）

1 所有者住所（法人にあっては本店所在地） 横浜市神奈川区台本町00

2 所有者氏名 株式会社横濱償却メカニック

3 資産所在地 神奈川県横浜市神奈川区台本町00

4 所有者コード 10999999999999

法人の場合は、法人名称を記入してください。

課税標準の特例が適用される資産の所在地を記入してください。

適用項目	資産種類	資産件数	取得価額	課税標準額	減額分	評価額	課税標準額	減額分	評価額
5	第1項（機械及び装置）	1	2,000,000						
	第2項（工具、器具及び備品）								
	第3項（構築物）								
	第4項（機械及び装置）								
	第5項（船）								
	第6項（車両及び運搬具）								
	第7項（工具、器具及び備品）								
	合計								

【取得価額】適用項目別に資産種類ごとの対象資産の合計取得価額を記入してください。

【資産件数】課税標準の特例に該当する資産件数を記入してください。

【特例適用項目】課税標準の特例が適用される根拠となる項目を記入してください。なお、法附則第64条（先端設備）の特例の適用を受ける場合は、二重線で消した後、64条と記載ください。記載例）5 第1項（→）64条 8 法附則第15条第1項 64条

行	申告区分	資産の名称等	特例適用項目	取得年月	耐用年数	取得価額			特例コード	年度評価額		
						千円	百円	十円		千円	百円	十円
6	250400110	熱分離配線装置	法第349条の3第15条第3項	9年	10	200	000	00				
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									
			法第349条の3第15条第3項									

【申告区分】種類別明細書の課税標準の特例対象資産の「種類」及び「資産コード」を記入してください。

【資産の名称等】資産の名称は20文字以内で記入してください。

【耐用年数】法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【取得価額】当該資産の取得価額を記入してください。

(注意) 1 太枠内を記入してください。 2 増減資産申告の場合は新たに特例に該当することとなった資産のみを、全資産申告の場合は特例に該当する資産すべてを記入してください。